

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	16	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	埋蔵文化財について、令和5年度に貴市で試掘調査を実施される予定とありますが、具体的には何月ごろを予定されているのでしょうか。解体・撤去等工事に明らかに影響の出ない時期に実施されると理解してよろしいでしょうか。	既存施設の解体・撤去及び樹木の伐根の際に担当職員が立ち合いをし、調査します。調査の時期については、事業者から提案されるスケジュールに合わせて相談をさせていただきます。
2	16	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	西側道路の一部について、その拡張工事を令和6年4月末までに完了させる予定とありますが、既存建物等の解体工事における工事車両との交錯の可能性もありますので、想定される工期をご教示ください。	拡張工事の期間は、令和5年8月から令和6年3月までとなる予定です。 なお、施設整備予定地の西側道路上に設置されている電力柱については、現状のまま各業務を行うこととします。（移設不可）
3	16	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	既存外周フェンス等については、近隣・地球環境へ配慮し、既存フェンス等を現状のまま利用することも可能としていただけないでしょうか。	資料4に記載のある目かくしフェンスについては、再利用を可とします。ネットフェンスは老朽化が進行しているため、再利用は不可とします。
4	16	第2	2	(2)			敷地条件及びインフラ整備状況	埋蔵文化財包蔵地域外（ただし、令和5年度に市で試掘調査を実施予定。とありますが、実施時期・期間、また結果については貴市のホームページにいつ頃公表されるご予定かご教示いただけますでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.1をご参照ください。 なお、通常の発掘調査とは異なる任意の調査となりますので、結果等の公表予定はありません。
5	17	第2	2	(3)			子育て支援・保健拠点施設整備他の施設整備概要	各機能の面積について「施設運用や利用者にとって有効な場合は計画意図を明示して提案することも可能」とあります。私共は経済性を踏まえながら、できるだけ効率的で利用者にとっても利便性・快適性の高い施設を検討しており、ライフサイクルコストの削減や効率的な人員配置などが期待できる場合、「各機能面積」及び「施設合計面積」は記載面積以下であってもよろしいでしょうか。	法令を遵守する限りにおいて、「各機能の規模」及び「施設合計面積」は記載面積以下であっても認められます。ただし、各機能の規模はそれぞれの数値から-5%を下限としてください。 「各機能の面積は上記規模の面積を下限値とし、+5%を上限値とする」としておりますが、「各機能の面積は上記規模を基準とし、+5%から-5%の範囲で事業者の提案に委ねるものとする」と要求水準書を修正します。
6	17	第2	2	(3)			子育て支援・保健拠点施設整備他の施設整備概要	個別の室面積についても、「要求水準書（案）に関する質問への回答 NO.10」の回答にある通り、有効性が認められる場合は記載面積を下回ることも可能ということによろしいでしょうか。	面積が指定されている室については、指定された数値を下限としてください。その他の室については、有効性が認められ、法令を遵守する限りにおいて、要求水準書p17に記載の各機能の規模の値の-5%を下回らない範囲で室面積は事業者の提案に委ねるものとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
7	17	第2	2	(3)	イ		屋外機能	駐車場や広場などは要求規模が「約」と表示されていますが、上限/下限の許容範囲をご教示ください。	保育所の駐車台数及び園庭の面積については、「約」を削除いたしますので、設定された数値を下限としてください。 その他の「約」付きのものについては、数値を目安として事業者の提案に委ねるものとします。
8	17	第2	2	(3)	イ		屋外機能	屋外機能の規模について、「約」と指定されている機能については、その数値を下回ることそのものが要求水準を逸脱するものではないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.7をご参照ください。
9	18	第2	2	(4)			配置模式図	該当の模式図を遵守して、配置計画を作成しなければいけないのでしょうか。	模式図は、市の考えを伝えるために掲載しています。要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねるものとします。
10	18	第2	2	(4)			配置模式図	駐輪場の記載がありませんが、配置場所は提案事項でしょうか。	ご理解のとおりです。利用者等の動線を考慮したうえで事業者の提案に委ねるものとします。
11	18	第2	2	(4)	ア	(エ)	車両動線	ゆうゆうバスのサイズ（幅・高さ・長さ）をご教示ください。	現在運行しているゆうゆうバスのサイズは以下のとおりです。 幅：208cm、高さ：310cm、車両長：699cm
12	18	第2	2	(4)	イ		配棟計画	（仮称）中央保育所及び休日・夜間急患診療所は独立した建物とすることとなっておりますが、小規模な建物を複数棟整備することで、コスト効率の低下が懸念されます。しかるべき措置を図ることで、更なる合築を認めていただけませんかでしょうか。	不可とします。
13	20	第2	2	(6)	ウ	(エ)	内部仕上げ	「熊谷市市有施設の木造化、木質化等に関する方針」における木質化は目標及び努力義務であるので、建築コスト等を踏まえ木質化の範囲等については、民間事業者の提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	（仮称）こどもセンター及び（仮称）保健センターの木質化については、必須とせず事業者の提案に委ねるものとし、提案する場合は県産材以外の使用も可とします。要求水準書を修正します。 （仮称）中央保育所の木質化については、原案のとおりとします。
14	20	第2	2	(7)	ア		その他	屋外へ通じる窓・扉は、子どもが開閉できないよう・・・とありますが、この場合の子どもとは、何歳までを想定されているのでしょうか。	概ね小学校低学年までを想定しています。
15	21	第2	3	(1)	イ	(ウ)	整備方針	木質化する場合には、県産材（近県産含む）しか使ってはいけないということでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.13をご参照ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
16	21	第2	3	(1)	ウ		施設規模・動線計画	2階建てとすること、とされておりますが、仮に（仮称）保健センターと一体の建物とした場合、例えば「1階：（仮称）こどもセンター、2階：（仮称）保健センター」など、階層ごとに機能を分割する計画も認められるのでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。
17	21	第2	3	(1)	ウ	(ア)	施設規模・動線計画	「2階建てとすること」とありますが、建物のライフサイクルコスト削減などの観点から、保健センターとの合築により効率的な計画ができる場合、3階建ても認めていただけないでしょうか。	周辺が住宅地であるため、2階建てが望ましいと考えています。ただし、（仮称）こどもセンターの運営上3階建てにすることが有効であり、周辺の民家への圧迫感や日影に配慮した計画とした場合には3階建ても可とします。
18	22	第2	3	(1)	エ	①	施設構成	①施設構成に掲載されている規模は、あくまでも目安であり、合計（機能ごと）における面積の要求水準を逸脱しなければよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.5をご参照ください。
19	23	第2	3	(1)	エ	②	エントランスホール	養蚕業に関する展示物は固定のものでしょうか。展示替えを検討されている場合、その周期等をご教示ください。	展示物は江南文化財センター監修のもと作成予定です。養蚕文化と熊谷を紹介する総論的な固定パネルを設置するほか、半年または季節ごとに展示内容を入れ替えるなどの方法を考えています。同センターで養蚕関連の資料を有する関係機関と調整し、展示品を紹介するとともに、シルクのデザインなど多様な展示をしたいと考えています。
20	23	第2	3	(1)	エ	②	(仮称)こどもセンター	貴市が行う養蚕業に関する展示について、事業者側が貴市に事前に掲載内容を確認する目的は何でしょうか。	展示スペースのレイアウトや利用形態、個々の展示物の大きさや性質（紙・パネル・物品）、展示物が入替に関する動線等を設計に反映していただく必要があることから、確認をお願いするためです。
21	24	第2	3	(1)	エ	②	諸室の要求事項	支援室の「市が別途運営事業者を定める」運営用の備品については、実際に事業を実施する運営事業者のノウハウ等も反映されるべきと考えますので、事業者の決まっていない段階においては、当該備品等の配置は本事業からは別途とする提案も認めていただけますでしょうか。	不可とします。
22	24	第2	3	(1)	エ	②	プレイルーム	「ひとつの大きな屋内空間」とありますが、間仕切り等が不可ということでしょうか。シームレスに年代別にゾーニングを設定する提案は可能でしょうか。	前段については、一体的な空間にできるのであれば稼働間仕切り等の提案を可とします。後段については、事業者の提案に委ねるものとします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
23	25	第2	3	(1)	エ	②	図書室	約1,200冊の収蔵は開架の状態を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	25	第2	3	(1)	エ	②	工作室	プレイルームの一角に設ける場合、諸室の規模は2機能の合計面積が基準となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	25	第2	3	(1)	エ	②	軽体育室	バスケットコート1面は、日本バスケットボール協会が定める大きさを基準とすることで問題ないでしょうか。ミニバスケットのサイズではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	25	第2	3	(1)	エ	②	軽体育室	軽体育室内にクライミングウォール機能を設けることとありますが、クライミングウォール機能は活用用途が限定的で、フレキシブルな運用に影響を及ぼす可能性もあるため、設置は提案によることとしてもよろしいでしょうか。	児童が全身を使って身体を動かすことができる機能があれば、クライミングウォールの設置は任意とします。要求水準書を修正します。
27	26	第2	3	(1)	エ	②	飲食販売コーナー	販売不可の飲食品があればご教示ください。	アルコール・タバコは販売不可とします。販売品は子育て支援や健康増進の趣旨に沿うものとしてください。
28	27	第2	3	(1)	エ	③	諸室の要求事項	③任意諸室に掲載されているコーナー・スペースはあくまでも「任意」であり、計画に含まれないことは要求水準を逸脱するものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、積極的な提案を求めます。
29	27	第2	3	(1)	エ	③	(仮称)こどもセンター	託児付コワーキングスペースの運営は事業者で、利用料金は任意に設定するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、託児付きコワーキングスペースを含む任意諸室の提案は事業者の任意です。
30	29	第2	3	(2)	エ	①	施設構成と諸室の要求水準	①施設構成に掲載されている規模は、あくまでも目安であり、合計（機能ごと）における面積の要求水準を逸脱しなければよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No.5をご参照ください。
31	30	第2	3	(3)	ア	(ウ)	主な機能	保健センターにて、「災害が長期化した場合には指定避難所に代わり、初期救急の医療救護施設となる。」と記載あります。機械設備および電気設備として対応が必要な要求条件がありましたらご教示ください。	初期救急の医療救護施設のため、特別な機械設備及び電気設備は不要です。重傷者については市内病院が対応します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
32	30	第2	3	(3)	ウ	(ア)	施設規模・動線計画	「1階又は2階建てとする」とありますが、建物のライフサイクルコスト削減などの観点から、こどもセンターとの合築により効率的な計画ができる場合、3階建ても認めていただけないでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 17をご参照ください。
33	31	第2	3	(3)	エ		施設構成と諸室の要求水準	①施設構成に掲載されている規模は、あくまでも目安であり、合計（機能ごと）における面積の要求水準を逸脱しなければよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 5をご参照ください。
34	32	第2	3	(3)	エ	②	諸室の要求事項	事務室、相談室3～6など、様々な室で自動水栓の手洗い場を設置することとされておりますが、分散配置された水栓を数か所に集約配置することを認めていただけますでしょうか。	集約配置は不可とします。ただし、事務室の手洗い場は設置不要とします。要求水準書を修正します。
35	37	第2	3	(4)	オ		施設構成と諸室の要求水準	①施設構成に掲載されている規模は、あくまでも目安であり、合計（機能ごと）における面積の要求水準を逸脱しなければよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 5をご参照ください。
36	41	第2	3	(5)	ウ	(ウ)	施設規模・動線計画	救急車が西側及び東側道路から侵入しとございますが、こちらは夜間もどちらからでも侵入できるようにするというのでしょうか？夜間の治安維持の観点からは、夜間は診療所に近い方のみ侵入可と限定できると良いと考えますが、認められるでしょうか。	診療所の診療時間中は救急車が西側及び東側道路から進入できるようにしてください。診療所の診療終了後から、翌朝最も早く運営を開始する施設の開館まではいずれも閉鎖してください。
37	42	第2	3	(5)			休日・夜間急患診療所	「【修正版】(R4.3.9) 修正箇所一覧表 NO.135」において待合室の患者スペースが「15人→30人」になりました。車などでの待機が普及し、より多くの患者が同一スペースにいる感染リスクを避けることから、元の基準である15人程度のスペースとすることを可能としていただけませんか。	原案「【修正版】(R4.3.9) 修正箇所一覧表 NO.135」のとおりとします。なお、コロナ禍における運用上、使用不可とする席を含めて30席が確保できる計画としてください。
38	42	第2	3	(5)	エ		施設構成と諸室の要求水準	①施設構成に掲載されている規模は、あくまでも目安であり、合計（機能ごと）における面積の要求水準を逸脱しなければよいと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答No. 5をご参照ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
39	45	第2	5	(1)	ス		基本事項	「ス 災害時等に、3日間程度休日・夜間急患診療所の診察が可能な電力を確保すること。」とありますが、この3日間は昼間も含めた72時間という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。診察可能時間が3日間（72時間）となります。
40	45	第2	5	(1)	ス		基本事項	「ス 災害時等に、3日間程度休日・夜間急患診療所の診察が可能な電力を確保すること。」とありますが、事業者で整備しない医療機器等の特殊備品に係る必要電力量が分かりませんので、必要電力量をご教示ください。	募集要項における「資料1 要求水準書（機械設備計画の要求水準）」並びに「資料1-8 設備リスト」、「資料1-9 備品リスト」、「資料1-12 休日・夜間急患診療所のドライブスルー診療の考え方」をご参照ください。 市が整備する備品で、災害時にも稼働が必要な特殊機器は、「薬用保冷库 タカゾノ（HMP R-N 170）1台」「薬用冷蔵庫 大和冷機工業（DC-M E 31A）1台」「電子てんびん 新光電子（P J-600）1台」「ネブライザー 新鋭工業（Nebulizer Pump Millicon-S ミリコンS MMN-30S）2台」「分包機 タカゾノ（Packmate SL21s）1台」「心電計 フクダ電子（Cardi MAX4 FCP-8400）1台」「電動ベット タカラベルモント診察台 EX-5N 3台」「オートクレーブ 東邦製作所 サーボクレーブ TE-261ER 1台）を想定しています。
41	45	第2	5	(1)	ス		基本事項	「ス 災害時等に、3日間程度休日・夜間急患診療所の診察が可能な電力を確保すること。」とありますが、事業者で整備しない医療機器等の特殊備品に係る必要電力量が分かりませんので、当該電力の確保のための非常用発電機などは別途工事とさせていただきますでしょうか。	別途工事は不可とします。 市が整備する特殊備品は、「要求水準書に関する質問への回答No. 40」をご参照ください。
42	45	第2	5	(2)			電気設備計画の要求水準	「舗装広場兼臨時駐車場の適切な箇所に電源を確保すること。」とありますが、テントや移動販売車等への電力供給はディーゼル発電機で対応することで、舗装広場兼臨時駐車場への電源確保は不要とする提案は認められるでしょうか。	建物や外灯等から舗装広場兼臨時駐車場へ電光ドラム等により電力を供給できるようにすることも可とします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
43	46	第2	5	(2)	ウ	(ク)	電気設備計画の要求水準	今後、公用車が電気自動車に切り替わることを想定して、EV・PHEV充電用屋外コンセントを設置することとされておりますが、車種未定となっており、生産国・メーカーによって規格が異なる可能性もあるため、電気自動車が導入されていない現段階においては、当該屋外コンセントは別途としてもよろしいでしょうか。	公用車用充電設備の設置については、本事業外とします。要求水準書を修正します。
44	46	第2	5	(2)	カ		スピーカーの配置	スピーカーの詳細な配置台数や場所は、本書や「資料1-8 設備リスト」を基に提案できる、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	47	第2	5	(2)	ク		防犯カメラの配置	カメラの詳細な配置台数や場所は、本書や「資料1-8 設備リスト」を基に提案できる、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	51	第2	7	(1)	ア	(オ)	外構計画全般	住宅と接している境界、利用者の声のにぎわう場所には防音壁を設置する事とありますが、住宅と十分な離隔を確保する等の騒音に配慮した計画した場合は、防音壁の設置は不要と考えてもよろしいでしょうか。	近隣の住宅等への騒音に配慮する限りにおいて、ご理解のとおりです。
47	52	第2	7	(1)	ウ		ゆうゆうバス	ダイヤ改正を行い本敷地内に新たにバス停を整備すると読み取りましたが、停車頻度等の想定ダイヤがあればご教示ください。	ゆうゆうバスについては、直実号の運行経路を見直し、現在のバス停「母子健康センター」を新施設の前に移設する予定です。 また、運行頻度については、現在の運行頻度（1日7便）と同程度を想定しています。 ダイヤ等詳細は、下記URLをご参照ください。 https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/sgo/kikaku/koutu/yuuyuubasu.html
48	57	第3	2	(3)			申請業務等	開発許可申請に関する許可通知の受領時期によって、万が一納期が遅れた場合の遅延リスクは事業者負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	許可通知の遅延が市に帰責する場合は、ご理解のとおりです。
49	59	第3	3	(2)	ウ		基本要件	工事期間中は既存の施設運営に支障をきたさないように十分配慮するとありますが、既存の施設運営とは何を意味するのでしょうか。	誤記でしたので、当該項目及び4（2）ウを削除します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
50	63	第3	5				備品等調達設置業務	建設工事請負契約約款に備品等調達設置業務について業務が規定されておらず、募集要項P20の提案上限価格の内訳（参考）にも記載されておりませんので、当該費用は提案価格に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	備品調達設置業務に係る費用は、募集要項p20に記載の建設工事請負代金の中に含まれます。
51	65	第4	1	(4)			業務実施体制	館長及び業務責任者の承認後、開業準備期間までに人員配置をやむを得ず変更する必要がある場合、再度ご対応いただけるのでしょうか。	市と協議し、変更する合理的な理由が認められれば対応可能です。
52	74	第5	3	(2)			業務内容及び要求水準	修繕・更新においては、要求水準に示す性能及び機能を保つために必要なものは、その規模に関わらず実施することとされておりますが、機器の更新などは実際の使用時の負荷によって頻度が変わってくるため、提案当初での適切な想定が難しいと考えます。そのため、修繕・更新はその規模に関わらず、実施毎にその実費を貴市に精算していただく方式にはならないでしょうか。	原案のとおりとします。
53	75	第5	4	(2)			業務内容及び要求水準	修繕・更新においては、要求水準に示す性能及び機能を保つために必要なものは、その規模に関わらず実施することとされておりますが、機器の更新などは実際の使用時の負荷によって頻度が変わってくるため、提案当初での適切な想定が難しいと考えます。そのため、修繕・更新はその規模に関わらず、実施毎にその実費を貴市に精算していただく方式にはならないでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No. 52をご参照ください。
54	79	第5	7	(2)	イ		親水設備	貯水槽の清掃については、法令等では1年以内ごとに1回の実施が通例の基準であります。記載には年4回、高圧洗浄により清掃を行うこととあります。法定基準を超えて頻度を指定している理由をご教示ください。	児童が利用する施設という特性を鑑み、法令で求める基準を上回る頻度を求めています。年2回に要求水準書を修正します。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
55	79	第5	8	(2)	ウ		修繕・更新業務	修繕・更新においては、要求水準に示す性能及び機能を保つために必要なものは、その規模に関わらず実施することとされておりますが、機器の更新などは実際の使用時の負荷によって頻度が変わってくるため、提案当初での適切な想定が難しいと考えます。そのため、修繕・更新はその規模に関わらず、実施毎にその実費を貴市に精算していただく方式にはならないでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No. 52をご参照ください。
56	81	第5	9	(1)			エネルギーマネジメント業務	「本施設全体のエネルギー管理が可能」とありますが、これは建屋毎に記録できれば十分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。合築の場合は可能な範囲で機能毎にも記録可能な仕様としてください。
57	81	第5	9	(3)			エネルギーマネジメント業務	エネルギー管理の第1の目的は省エネ法の「定期報告書」を市に提出することで、定期報告が可能な程度の記録をとることが要求水準であるという理解でよろしいでしょうか。	エネルギー管理の目的は、エネルギー消費量を見える化し使用の効率化を図ったうえで、市が負担する光熱水費が適正なものとなっているかを確認することです。定期報告が可能な範囲で、統計・分析内容は事業者の提案に委ねるものとします。
58	81	第5	10	(2)	イ	(ア)	業務期間中	修繕更新業務の費用は大小を問わず事業者が行うと記載があります。修繕費・更新費用は維持管理運営委託料に含まれると思慮しますが、年度経費が不足した場合は貴市から補助等はあるのかご教示ください。	修繕費・更新費用は維持管理運営委託料に含まれており、市からの補助はありません。
59	85	第6	1	(6)	エ		再委託	第三者委託が不可となっている「主たる業務」に関して、具体内容をご教示ください。	第三者に委託可能な業務の範囲は、事業者の提案を受けて市が個別に判断します。現時点での想定はありません。
60	90	第6	2	(2)	ア		休館日	設備点検による休館日を、保健センター・中央保育所と合わせて設定する提案は可能でしょうか。	事業者による運営施設の休館日を、直営施設の休館日に合わせて設定いただくことは可とします。
61	90	第6	2	(2)	イ		開館時間（予定）	各施設に設定されている時間を変更する提案は可能でしょうか。	（仮称）こどもセンターについては、開始時間を早める提案のみ可とします。（仮称）新石原児童クラブについては、不可とします。
62	94	第6	5	(1)			使用料等の徴収代行	使用料等は、キャッシュレス決済を使わず、現金のみの対応でしょうか。	使用料等の徴収代行は現金のみとします。自主事業及び附帯事業においては、キャッシュレス決済の提案を可とします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
63	96	第6	6	(1)			(仮称)子どもセンター運營業務	図書については、電子図書は想定されていないのでしょうか。	電子図書は想定していません。ただし、要求水準を満たしたうえで事業者が追加で提案することは可とします。
64	97	第6	7	(1)	エ		基本的な考え方	事業者が自主事業実施の際に市に支払う使用料をご教授ください。	追加資料として公表します。なお、使用料は事業の内容等を考慮し、熊谷市行政財産の使用料に関する条例に基づき定める額とします。 なお、「熊谷市行政財産の使用料に関する条例」は以下URLで公表されています。 https://en3-jg.d1-law.com/kumagaya/d1w_reiki/H417901010065/H417901010065.html
65	-	資料1-3	現況図	2解体指示図			-	資料内に記載の「CB+ネットフェンス」、「ネットフェンス」の構造がわかる資料があればご提示ください。	構造がわかる資料はありません。